



広島県信用漁業協同組合連合会
令和4年度版ディスクロージャー誌

《プロフィール》

創 立	昭和26年8月
本 店	広島市中区大手町二丁目9番6号
業 務	金融(貯金・貸出・決済)業務
会員数	普通出資会員78(正会員77 准会員1)、優先出資者2
役員数	常勤役員3名 非常勤役員8名
代表理事会長	米田 輝隆
職員数	48名
店舗数	本支店 7店舗 代理店22店舗(支所1を含む)
出資金	1,270百万円
貯 金 残 高	110,024百万円 (平均残高 110,850百万円)
貸出金残高	23,255百万円 (平均残高 24,120百万円)
単体自己資本比率	12.02%

(令和5年3月末現在)

《 会 章 》



マリンバンク信漁連の頭文字MとS、海上の波と空を図案化。

事業の信頼性をブルーで表現し、広がる海の広さは事業フィールドを表します。また3本の線は、組合員、組合、信漁連を意味し、統合によってそれぞれが一体となって支え合う姿を表現しています。



漁協系統では21世紀にふさわしい新しいイメージを構築し、内外にアピールするため、統一呼称「JF(ジェイエフ)」とシンボルマークを使用・展開しております。

JFマークは21世紀の漁協系統(JFグループ)の新しい改革の波を連想させ、躍動感ある波は組織の活力を表現しています。

系統シンボルマーク

※ 本会では、JFマークが決定される以前よりC Iを導入して「MS」のコーポレートマークを使用しております。組合員等の皆様にマリンバンクの呼称とともに、広く親しみを持っていていただいているこのマークで事業の展開をはかっております。

《 目 次 》

ごあいさつ	1	有 価 証 券	29
経営方針	1	種類別有価証券平均残高	
リスク管理の体制	2	有価証券残存期間別残高	
法令遵守の体制	3	有価証券の含み損益	
金融A D R制度への対応	4	保有有価証券の利回り	
漁業者等の経営の改善のための取組の状況	4	オフバランス取引の状況	
地域の活性化のための取組の状況	5	先物取引の時価情報	
トピックス	5	オプション取引の時価情報	
事業の内容	5	受託業務・為替業務等	32
浜のくらしを応援するマリンバンクの 便利なサービス		受託貸付金の残高	
浜のくらしを守る全国ネットの「マリン バンク安心システム」の取組み		内国為替の取扱実績	
自己資本の充実への取組み		平残・利回り等	33
商品・サービスのご案内	8	粗利益	
貯金業務		業務純益	
貸出業務		資金運用勘定・調達勘定の平均残高等	
為替、その他サービス業務		受取・支払利息の増減額	
商品利用の留意事項		経費の内訳	
業 績	11	諸指標	35
貸借対照表	12	最近5年間の主要な経営指標	
損益計算書	13	自己資本の充実の状況	
注 記 表	14	経営諸指標	
キャッシュ・フロー計算書	21	リスク管理情報等	47
剰余金処分計算書	22	信用事業命令に基づく開示債権の状況及び金 融再生法開示債権区分に基づく保全状況	
財務諸表の正確性等にかかる確認	23	貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	
貯 金	24	貸出金償却の額	
種類別・貯金者別貯金残高		役員等の報酬体系	49
科目別貯金平均残高		本会の組織	50
財形貯蓄残高		会員数	
貸 出 金	26	役員	
種類別・使途別・貸出者別貸出金残高		組織機構図	
科目別貸出金平均残高		店舗一覧(自動機器の設置状況)	
貸出金担保別内訳		協同会社	
債務保証担保別内訳		沿革・歩み	53
業種別貸出金残高		手数料一覧	55
主要な水産業関係の貸出金残高		内国為替の取扱手数料	
		その他の諸手数料	
		勧誘方針	56

※本冊子は、水産業協同組合法第58条の3(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧)に基づいて作成したディスクロージャー資料です。

※計数は、原則として単位未満切り捨てのうえ表示しています。よって、内訳と計は必ずしも一致しません。また、単位未満の計数がある場合には「0」、皆無や当該計数がない場合はスペースとするか、または「-」で表示しています。

ごあいさつ

平素より、私ども広島県信用漁業協同組合連合会(呼称 J F マリンバンク広島信漁連)をご利用いただきまして誠に有り難うございます。

さて、例年のとおり本会の業務内容、活動状況等を皆様にご紹介するディスクロージャー誌の令和4年度版を作成いたしました。

これにより、本会に対するご理解を一層深めていただければ幸いに存じます。

社会、金融環境が激変する昨今、本会は「国民の水産食糧安定供給を担う浜の金融機関」としての使命の重大さを認識し、皆様方の負託に応えられるよう全力を傾注する所存でございますので、今後ともなお一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

経営方針

漁業の暮らし・経営を支え、「浜」の人々に貢献するとともに、最も信頼される組織を目指すことを基本理念としております。

そのために、漁業に立脚した漁業者のための漁協系統金融機関であることを大前提に、「浜」を取り巻く地域全体に貢献し、存在意義の発揮できる特色ある地域金融機関として活動し認められることを目指し、そのために合わせて安定的な収益を確保することを基本的方向性とし、経営の基本方針を次のとおりとしております。

- 1) 国民に安全な水産物の供給を担う漁協系統の一員として、漁業者の社会的、経済的地位向上の実現に貢献する。
- 2) 漁業者に加え地域全体に貢献する職能的地域金融機関の機能を発揮し、安定的な収益確保とリスク分散を実現する。
- 3) 財務基盤の強化により、「浜」の金融機関として安全性・信頼性を確保し、会員に対して安定的配当・還元を行う。

また、農林中央金庫を中心とした「J F マリンバンク基本方針」に基づく「あんしん体制(漁協系統信用事業安定運営責任体制)」に従って、体制整備をすすめることといたします。(P7参照)

リスク管理の体制

〔リスク管理基本方針等〕

組合員・利用者の皆さまに安心してご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応しております。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローndリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当会ではマネロン対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

1. リスク管理態勢に係る取組み

(1) 理事の認識、理事会等の役割

各種リスクに関する諸問題が発生した場合には、必要に応じて理事会に付議し、議論を通じてリスク管理への認識を深めるよう対応を図っております。

(2) 内部監査

他部門から独立した部署で監査の専任者による全店舗の内部監査を実施し、けん制機能を働かせることにより、リスク管理態勢の強化に努めております。

(3) 外部監査

全漁連が実施する監査により、リスク管理態勢への取組みが外部からも強化され、本会の監事監査とも連携のうえ、業務運営、リスク管理態勢強化に活用しております。

2. 信用リスク管理態勢に係る取組み

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当会は、理事会において個別の重要案件又は大口案件については対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査部を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「債権の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

3. 市場リスク管理態勢に係る取組み

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。市場リスクは、主に金利リスク、為替リスク、価格変動リスクの3つからなっています。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいい、為替リスクとは、外貨建資産・負債についてネット・ベースで資産超又は負債超ポジションが造成されていた場合に、為替の価格が当初予定されていた価格と相違することによって損失が発生するリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当会では、金利リスク、価格変動リスク、為替リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当会の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

4. 流動性リスク管理態勢に係る取組み

流動性リスクとは、運用と調達 mismatches や予期せぬ資金の流出により、必要な資金

確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことであります。

当会では、資金繰りリスクについては、運用・調達について日次・月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

5. オペレーショナル・リスク管理態勢に係る取組み

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。当会では、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続を整備し、定期検査等を実施するとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

6. 事務リスク管理態勢に係る取組み

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当会では、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

7. システムリスク管理態勢に係る取組み

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当会では、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え、「システムリスク管理マニュアル」を策定しています。

コンプライアンス(法令等)遵守の体制

国内外の社会経済情勢の変化や構造改革にともない、信用を使命とする金融機関においては、企業倫理の確立とともに、レベルの高い遵法経営が求められております。

こうした中、本会は自己責任原則に基づく徹底した自己規律・自助努力のもと、法令等を遵守し、会員等の皆様に対しての情報開示を通して、透明性の高い業務運営を行っていくため、不断の努力を積み重ねております。

1. 法令等遵守態勢・規程の整備

理事は理事会に積極的に出席し、業務執行の意思決定に参加しております。また、理事会議事録は遅滞なく作成し、備え置いております。

監事は理事会に積極的に出席し、全漁連監査結果も参考にしながら、理事の執行状況を監査しております。

なお、倫理要綱としての「コンプライアンス・マニュアル」を理事会で制定し、その内容について研修会等を通じて常日頃より全役職員への周知を図っております。

2. 機能チェック体制の整備

具体的な実践計画である「コンプライアンス・プログラム」を毎年度理事会の承認を得て策定し、役職員へ周知徹底のうえ、コンプライアンス委員会の中で進捗状況の管理・評価を行っています。

また、不祥事や苦情等に対処するための体制を整備して日頃より対応に備えており、事故防止の観点から、職員の職場離脱点検を徹底しております。

金融ADR制度への対応

1. 苦情処理措置の内容

当会においては、組合員等の利用者の皆さまからのご相談・苦情等に対応するための業務運営体制・内部規則を整備し対応致します。

具体的には、

①利用者サポート等管理責任者の設置

②ご相談・苦情等総括責任者・担当者の設置

を行い、利用者の皆さまからのご相談・苦情等については、誠実に受け付け、迅速かつ適切に対応するとともに、必要に応じて関係部との連携を図り、相談・苦情等の迅速な解決に努めます。

受け付けたご相談・苦情等については、苦情処理態勢の改善や、苦情等の再発防止策・未然防止策に活用します。

2. 紛争解決措置の内容

苦情などのお申し出については、当会が対応致しますが、納得のいく解決ができず、利用者の方が外部の紛争解決機関を活用して解決を図ることを希望される場合は、JFマリンバンク相談所を通じて弁護士会仲裁センターをご利用いただけます。（JFマリンバンク相談所は、東京、第一東京、第二東京の3弁護士会と提携しており、紛争解決措置としてこの3弁護士会をご紹介します）。

なお、利用者の皆さまが直接弁護士会に紛争解決を申し立てることも可能です。

漁業者等の経営の改善のための取組の状況

● 中小漁業者等の経営支援に関する取組方針

当会は、漁業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む漁業者をはじめとする地域のお客様に対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、金融機関として最も重要な役割の一つであることを認識し、その実現に向けて取組んでおります。

● 中小漁業者等の経営支援に関する態勢整備の状況

当会では、金融円滑化にかかる対応措置を適切に把握し対応するため、関係役職員を構成員とする「コンプライアンス委員会」等を設置し、金融円滑化の方針や施策の徹底に努めています。

● 中小漁業者等の経営支援に係る取組状況

漁業者等のお客様に対しては、漁業近代化資金等制度資金の活用をはじめ、各種資金に迅速かつ適切に対応するとともに、経営相談・指導による金融の円滑化に対応できる人材の育成と渉外体制の強化に取組んでおります。

地域の活性化のための取組の状況

本会は、会員(漁協等)、組合員並びに地域の皆様に安心してご利用をしていただける信頼性の高い金融機関として社会的及び公共的責務を果たすことはもとより、信用事業を通して漁業の発展、地域の振興、活性化に貢献しております。

例えば、漁業貢献活動として、「お魚をふやそう定期貯金」の残高に応じて稚魚の放流を実施したり、広島県新規漁業就業者支援事業や漁協女性部活動等に対する助成の他、「公益目的事業漁場環境保全活動事業」の魚礁ブロック『貝藻くん』への支援などを行いました。

トピックス

☆ 金融推進キャンペーン

年金・水揚代金・給与振込 口座獲得キャンペーン	(4. 4. 1～5. 2. 28)
ローン情報獲得キャンペーン	(4. 4. 1～5. 2. 28)
夏季貯蓄推進キャンペーン	(4. 7. 1～4. 8. 15)
歳末貯蓄推進キャンペーン	(4. 11. 15～4. 12. 30)
年度末貯蓄推進キャンペーン	(5. 2. 24～5. 3. 31)

☆ 「お魚をふやそう定期貯金」放流事業

4年7月18日廿日市市他4地区 オニオコゼ22,200尾、ヒラメ2,400尾、ガザミ47,200尾
放流

☆ マリン会員様向けイベント

新型コロナウイルス感染症対策のため中止とさせていただきました

事業の内容

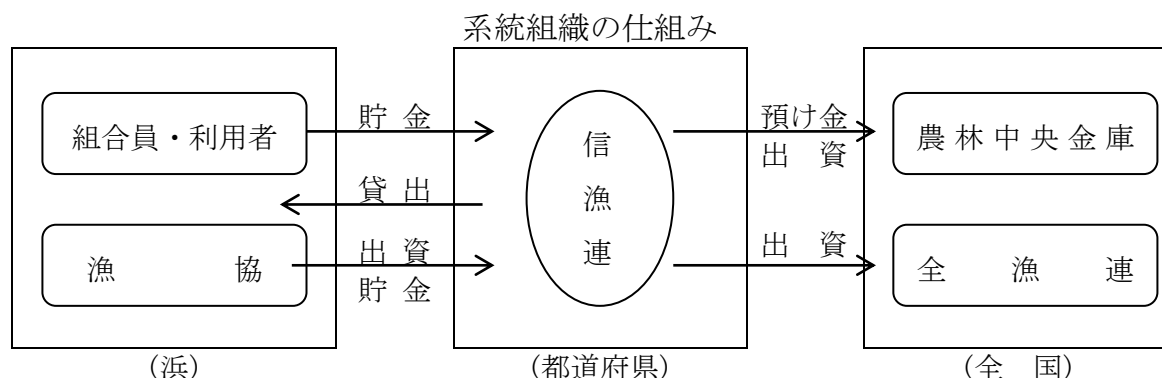
信漁連は、水産業協同組合法に基づいて設立された金融機関で、固有の事業として、貯金、融資（貸出）、為替など銀行と同じ業務を行っています。

これらの事業を通じて、会員及びその組合員等からお金を預かり、この貯金を原資として資金を必要とする会員等への融資を行い、また、会員等の漁獲物の販売代金等の回収や資金決済のための為替業務を行うことにより、漁業者、漁協、信漁連、農林中央金庫を有機的に結び付け、漁業系統の大きな力となっています。

また、浜を中心とした地域の金融機関として、貯金及び生活ローンの対応などで地元に貢献しております。

浜のくらしを応援するJFマリンバンクの便利なサービス

JFマリンバンクは、全国各地の漁協、信漁連、全漁連、農林中央金庫からなる全国ネットのグループで、それぞれが役割を発揮することで浜のくらしを金融面から応援しています。



1. 全国で利用できる「キャッシュカード」サービス

全国のお金融機関、セブン銀行、ローソン銀行、イーネット（ファミリーマート、ポプラなど）のATMがご利用いただけます。

○ご利用いただけるお取引

金融機関名	残高照会	払い戻し	預け入れ	振込み	利用時間※
JFマリンバンク 信漁連	○	○	○	○	[平日]9:00～18:00(一部店舗17:00) [平日以外] ×
J A・信農連 農林中央金庫	○	○	×	○	[平日] 8:00～21:00 [平日以外] 8:00～21:00
銀行・信金・信組	○	○	×	○	
ゆうちょ銀行	○	○	○	×	
セブン銀行、ローソン 銀行、イーネット	○	○	○	×	

※店舗・時間帯によってはご利用できない場合もありますのでご確認ください。

2. 24時間いつでも利用できる「JFマリンネットバンク」サービス

本会の窓口やATMに出向くことなく、お手持ちのインターネットに接続されているパソコンや携帯電話を利用して、平日、休日を問わず、振込、振替、残高照会及び入出金明細照会などの各種サービスが24時間ご利用いただけます。

3. 毎月自動振込「年金の受取り」サービス

支払日ごとに受け取る年金が口座に自動的に入金されます。

4. 手間がかからない「公共料金の支払い」サービス

電気、電話、新聞などの公共料金を支払いするためにわざわざ窓口に出向くことなく、口座から自動的に振替できます。

5. 近くに店舗がなくても大丈夫「ローン返済口座集金」サービス

普段お使いの金融機関(都銀、地銀、ゆうちょ銀行、信金、信組、J A等)口座より、毎月のローンを無料で自動引落としするサービスです。自宅や会社の近くにマリンバンクの店舗がない方にご利用いただけます。

浜のくらしを守る全国ネットの「JFマリンバンク安心システム」の取組み

「JFマリンバンク安心システム」とは、全国の信用事業(金融業務)を行う漁協、信漁連、農林中央金庫が一体となって強い組織づくりを目指し、お客様から預かった貯金をしっかり守るとともに、浜のくらしに密着した金融機能を提供していく仕組みのことで

1. 漁協系統の全国機関でもある農林中央金庫は、わが国でもトップクラスの格付けを持ち、「JFマリンバンク安心システム」を中心となって支えています。漁協・信漁連は農林中央金庫の指導のもと、法令やJFマリンバンク基本方針(※系統自らが定めたルール)を守ることで、経営の健全性の確保に努めています。

- ・ 農林中央金庫の経営状況(令和5年3月末現在)

総資産	94兆円
自己資本比率	22.0%

- ・ 世界2大格付機関による農林中央金庫の格付け(令和5年3月末現在)

農林中央金庫は世界的に権威のある格付機関

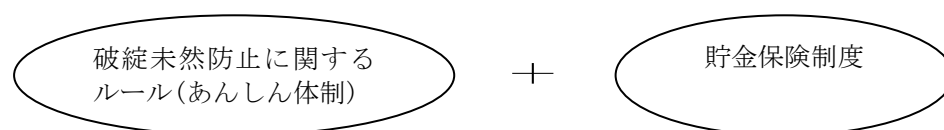
2社において高い格付け評価を得ています。

ムーディーズ社	A1
スタンダード & プアーズ社	A

2. より安全な金融機関としてお客様に安心してご利用いただくために、セーフティネットを構築しています。

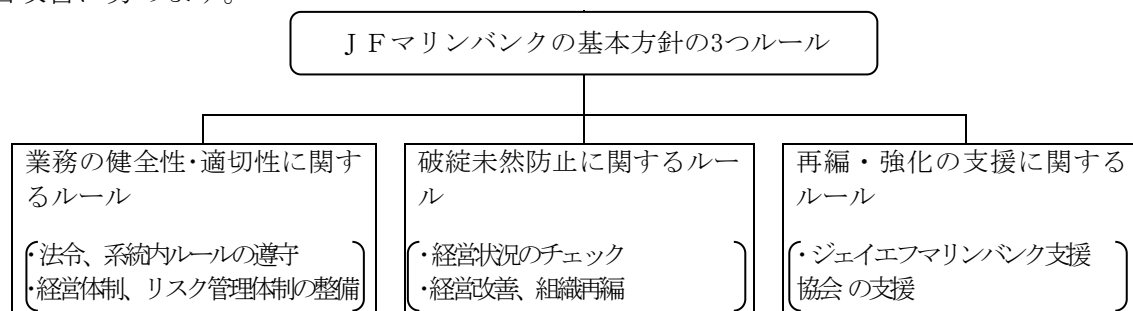
まず、公的制度である「貯金保険制度」。万が一漁協、信漁連などが経営破綻して貯金の払戻しができなくなった場合などに貯金を一定の範囲で保護する制度です。

そして、グループ全体で経営健全性を確保する「破綻未然防止に関するルール」。グループによる経営チェック、組織強化を行い、必要があれば、農林中央金庫の要請のもと法律に基づいて設立された「ジェイエフマリンバンク支援協会」による再編・強化の支援が行われ、万全の貯金者保護に備えています。



※ 漁協系統で定めた「JFマリンバンク基本方針」を本会の役職員1人1人が自覚を持ち、守り実践していきます。

具体的には、経営状況のチェック(モニタリング)による問題点の早い段階での発見と経営改善に努めます。



自己資本の充実への取組み

平成10年4月より「早期是正措置制度」が施行され、国内金融機関の自己資本比率は4%以上と基準化されています。また、平成15年1月より導入の「JFマリンバンク基本方針」においては、その基準は8%となっております。

本会は激変する金融情勢の中、自己資本比率の安定確保が金融機関の最も重要な経営指標であると位置付け、自己資本の充実に取り組んでいます。

令和5年3月末における本会の自己資本比率は12.02%であり、高い水準にあります。

商品・サービスのご案内

貯金業務

会員並びに組合員はもちろん水産業関連団体、地域住民の皆様や事業主の皆様からの貯金をお預かりしています。

普通貯金、スーパー定期、変動金利定期貯金、定期積金など、目的・期間・金額に合わせた商品をご用意しております。

■貯金の種類

(令和5年3月末現在)

種 類	期 間	年 利 率	最低預入額
自由金利型定期貯金 (大口定期)	1ヵ月以上 5年以内	預入期間等によって 個別に設定	1,000万円
自由金利型定期貯金 (スーパー定期)	1ヵ月以上 5年以内	預入期間等によって 個別に設定	1円
自由金利型期日指定定期貯金	最長3年 (据置期間1年)	預入期間によって 個別に設定	1円
変動金利定期貯金	1年・2年・3年	預入期間等によって 個別に設定	1円
貯蓄貯金	定めなし	基準残高等によって 個別に設定	1円
定期積金	6ヵ月以上 7年以内	3年未満0.002% 3年以上0.002%	100円
普通貯金	定めなし	0.001%	1円
決済用普通貯金	定めなし	無利息	1円
別段貯金	定めなし	0.001%以下	1円
通知貯金	7日間以上	0.001%	1万円

貸出業務

会員または組合員への融資をはじめ、地域住民の皆様の暮らしに関する生活ローンなど必要な資金をご融資しています。

また、地方公共団体、水産関連産業などへもご融資し、地域経済の質的向上・発展に貢献しています。さらに、住宅金融支援機構、㈱日本政策金融公庫等の融資のお申込みの取次ぎも行っています。

■貸出商品一覧表

(令和5年3月末現在)

種 類		資金使途	貸出金額	期 間
運 転 資 金	営 漁 ロ ー ン	資材購入・人件費等	500万円(合算) 以内	5年以内
	普 通 資 金	一般運転	融資機関の 定めによる	原則1年以内
設 備 資 金	漁業近代化資金	漁船建造・改造 作業場新築等	養殖法人 3億6千万円以内 その他の者 9千万円以内	法で定めた期間
	営 漁 ロ ー ン	同 上	500万円(合算) 以内	7年以内
	普 通 資 金	一般設備	融資機関の 定めによる	1年以上35年以内
生 活 資 金	マイカーローン	マイカー購入資金・修 理・車検・免許取得・他 社オートローン借換	1,000万円以内	15年以内
	リフォームローン	増改築資金 住宅購入等に関する 諸費用	1,500万円以内	20年以内
	教 育 ロ ー ン	入学金、授業料 下宿代等の費用	1,000万円以内	21年9ヵ月以内
	その他目的ローン	上記ローン以外の 資金使途	500万円以内	10年以内
	フリーローン	自由(事業資金・旧債務 の返済資金は除く)	1,000万円以内	20年以内
	カードローン	同 上	30万円(取引状況 により増枠申請 受付可)	1年毎に更新
	住 宅 ロ ー ン	住宅新・改・増築 宅地造成・購入・他社住 宅ローン借換	10,000万円以内	35年以内

為替、その他サービス業務

代金の支払いなど、現金で受払いをしていたものを、口座の入出金により本会がお客様に代わって決済するもので、お客様の利便性を図るうえでの重要な業務となっています。

為替、その他サービス業務の種類

(1) 為 替

国内為替による「振込」、「送金」、「代金取立」を行っています。

(2) 口座振替

電気・水道・電話などの公共料金等について、利用者の貯金口座から自動的に引き落とし、収納機関への納入を行っています。

(3) 口座振込

水揚代金や国民年金・厚生年金などの各種年金、給与等について、本人指定の貯金口座に自動的に入金しています。

(4) マリンクレジットカード

国内外の加盟店で利用できる「三菱UFJニコスカード」を取り扱っています。

(5) キャッシュカードサービス

JFマリンバンクのキャッシュカードを使って、全国の漁協・信漁連だけでなくすべての金融機関でキャッシュサービスを受けることができます。

※A T MにてJFマリンバンクのキャッシュカードをご利用された際に手数料が発生した場合、翌月一括キャッシュバックすることにより実質無料となっております。

※全国のJFマリンバンクの他、ゆうちょ銀行やコンビニA T Mでのご入金が可能です。

商品利用の留意事項

本会では、お客様が貯金等の商品を利用される場合は顧客保護の観点から、当該商品の契約の内容及び信用事業に係る重要な事項等について説明及び情報の提供を行っています。

①主要な貯金・定期積金の金利の店頭での表示

②手数料の一覧表の掲示または備え置き

③取り扱う貯金商品のうち貯金保険の対象となるものの明示

④商品内容全般に対する情報提供（お客様の求めに応じた説明による）

——商品名、販売対象、期間（自動継続扱いの有無を含む）、受入方法（受入方法、最低受入金額、受入単位等）、払戻（支払）方法、利息（利率設定方法、利率表示場所、利払い頻度、計算方法等）、手数料、付加できる特約事項（総合口座の担保差入れ、自動集計サービス等）、中途解約時の取扱い（解約利率、手数料等の計算方法を含む）、その他参考となる事項——

⑤変動金利貯金の基準とされている指標及び一定の利率設定方法が定められている場合はその方法及び金利情報の適切な提供

世界経済は、2022年2月にロシアのウクライナに侵攻に端を発する資源・エネルギー価格の高騰、モノや労働力不足によるインフレが進行し、世界各地で金融引き締めが急ピッチで進められた結果、米シリコンバレー銀行の破綻、クレディスイスの救済買収など金融システム危機にまで至りました。

我が国経済も、新型コロナウイルス感染症の厳しい状況が徐々に緩和され、持ち直しの動きがみられましたが、ウクライナ情勢や各国の金融政策による円安進行などによる物価高騰のため、同様に不透明な状況となっております。

金融環境については、このため日銀が12月に長短金利操作(イールドカーブ・コントロール)における長期金利の変動幅を、従来の±0.25%程度から±0.5%程度に拡大しました。漁協系統信用事業においては、広域信漁連構想が東日本・九州信漁連に続き、11月に香川・高知・鳥取の3信漁連による西日本信漁連が発足しました。本会においては、愛媛県信漁連などと今後の事業運営のあり方について協議・交流を継続しております。また、農林中央金庫においては、厳しい資金運用環境のため、マリンバンク系統の収支に影響の大きい預金施設の変更等が続いております。

漁業をめぐる情勢につきましては、水産物需要がコロナ禍前の水準に追いついていない中、油・資材価格高騰により、水産業界には益々厳しい状況が続きました。

本県の漁業情勢につきましても、漁船漁業については、漁業就業者の高齢化と減少による漁業基盤の縮小が続いている中、全国と同様に厳しい状況となっております。主幹漁業である牡蛎養殖業については、全体的には価格は維持されたものの、成育不良と資材高騰のため厳しい状況も見られました。いわし網については、東部の不漁に対し西部は順調で、全体的にはまれにみる水揚額となりました。のり養殖業についても、前年から倍増の水揚額でした。

こうした環境下で、第9次中期経営基本計画の最終年度として事業展開を行った結果、貯金は預金施設に上限が設けられた事に加え、公金大口貯金の減少がありましたが、計画を達成いたしました。貸付については激しい金融機関競争のなか、地公体等への特殊要因等により計画を大きく下回りました。

事業収支状況につきましては、農林中央金庫の還元および貸出金利の低下による減収に対し、有価証券運用と経費削減等により、当期剰余金138百万円と計画を70百万円上回りました。自己資本比率につきましては、普通・後配出資合わせて15百万円増加しましたが、0.05ポイント下がり12.02%となりました。

貸借対照表

(単位:百万円)

資 産			負 債 及 び 純 資 産		
科 目	3年度末	4年度末	科 目	3年度末	4年度末
(資産の部)			(負債の部)		
現金	400	406	貯金	110,899	111,024
預け金	76,800	77,886	当座貯金	3	4
系統預け金	74,906	75,949	普通貯金	17,224	18,782
系統外預け金	1,893	1,937	貯蓄貯金	0	0
有価証券	12,996	13,065	通知貯金	23	15
国債	907	295	別段貯金	77	83
地方債	447	423	定期貯金	91,590	90,222
社債	7,037	7,453	積立定期貯金	25	27
外国証券	2,902	3,248	定期積金	1,954	1,888
株式	519	512	借入金	1,200	1,100
受益証券	501	532	証書借入金	1,200	1,100
投資証券	680	598	代理業務勘定	0	0
貸出金	24,604	23,255	その他の負債	284	329
手形貸付金	1,276	1,204	貸付留保金	45	122
証書貸付金	22,085	20,827	未払法人税等	51	46
当座貸越	240	222	未決済為替借	12	13
金融機関貸付	1,002	1,002	未払費用	85	73
その他の資産	107	109	前受収益	4	4
未決済為替貸	2	3	その他の負債	84	67
未収収益	94	96	諸引当金	144	157
その他の資産	10	9	賞与引当金	20	20
固定資産	485	477	退職給付引当金	79	88
有形固定資産	484	476	役員退職慰労引当金	43	48
無形固定資産	1	1	繰延税金負債	207	89
外部出資	2,961	2,961	再評価に係る繰延税金負債	61	61
系統出資	2,808	2,808	債務保証	6	5
系統外出資	152	152	負債の部合計	112,803	112,768
債務保証見返	6	5	(純資産の部)		
貸倒引当金	△ 134	△ 140	会 員 資 本	4,636	4,769
			出 資 金	1,255	1,270
			利 益 剰 余 金	3,384	3,498
			利 益 準 備 金	1,004	1,042
			その他利益剰余金	2,379	2,455
			任 意 積 立 金	1,997	2,107
			特 別 積 立 金	1,997	2,057
			水産会館修繕積立金	-	50
			当期末処分剰余金	382	348
			(うち当期剰余金)	186	137
			処分未済持分	△ 3	-
			評価・換算差額等	790	490
			その他有価証券評価差額金	628	328
			土地再評価差額金	161	161
			純資産の部合計	5,426	5,259
資産の部合計	118,229	118,028	負債及び純資産の部合計	118,229	118,028

損 益 計 算 書

(単位:百万円)

損 失 の 部	3年度	4年度	利 益 の 部	3年度	4年度
経 常 費 用	780	743	経 常 収 益	1,032	943
資 金 調 達 費 用	144	129	資 金 運 用 収 益	909	833
貯 金 利 息	142	128	貸 出 金 利 息	304	289
支 払 雑 利 息	1	0	預 け 金 利 息	5	3
支 払 奨 励 金	0	0	有 価 証 券 利 息 配 当 金	188	209
役 務 取 引 等 費 用	171	12	受 入 雑 利 息	0	0
内 国 為 替 支 払 手 数 料	1	1	受 取 奨 励 金	358	292
そ の 他 支 払 手 数 料	165	7	受 取 特 別 配 当 金	53	38
そ の 他 役 務 取 引 等 費 用	4	4	役 務 取 引 等 収 益	16	16
そ の 他 事 業 費 用	47	43	内 国 為 替 受 入 手 数 料	11	11
融 資 保 険 料	25	25	そ の 他 受 入 手 数 料	5	4
支 払 助 成 金	1	1	そ の 他 役 務 取 引 等 収 益	0	0
国 債 等 債 券 売 却 損	4	6	そ の 他 事 業 収 益	65	73
国 債 等 債 券 償 還 損	1	0	受 取 出 資 配 当 金	47	48
国 債 等 債 券 償 却	1	1	受 取 助 成 金	0	14
事 業 推 進 費	12	8	国 債 等 債 券 売 却 益	16	9
事 業 管 理 費	387	526	そ の 他 の 事 業 収 益	0	1
そ の 他 経 常 費 用	29	31	そ の 他 経 常 収 益	40	20
貸 倒 引 当 金 繰 入	0	6	貸 倒 引 当 金 戻 入 益	8	-
株 式 等 売 却 損	1	1	株 式 等 売 却 益	14	3
株 式 等 償 却	2	0	そ の 他 の 経 常 収 益	17	16
そ の 他 の 経 常 費 用	25	23	特 別 利 益	-	-
経 常 利 益	252	199			
特 別 損 失	0	0			
固 定 資 産 処 分 損	0	0			
税 引 前 当 期 利 益	252	199			
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	68	63			
法 人 税 等 調 整 額	△ 3	△ 2			
当 期 剰 余 金	186	137			
前 期 繰 越 剰 余 金	190	210			
70周年記念事業積立金取崩額	5	0			
当 期 未 処 分 剰 余 金	382	348			
合 計	1,032	943	合 計	1,032	943

(注)消費税の会計処理は、税込方式によっております。

注 記 表

I. 継続組合の前提に関する注記

該当ありません。

II. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券（外部出資含む）の評価基準及び評価方法は以下のとおりです。
 - 1) 満期保有目的の債券は、償却原価法（定額法）によっております。
 - 2) 市場価格のあるその他有価証券については、時価法です。
 - 3) 市場価格のないその他有価証券は、移動平均法による原価法です。
 - 4) その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
2. 固定資産の減価償却の方法は以下のとおりです。
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
 - 1) 減価償却資産の償却方法は定率法です。
 - 2) 平成10年4月1日以降取得の建物の償却方法は定額法です。
 - 3) 平成28年4月1日以降取得の建物附属設備及び構築物の償却方法は定額法です。
 - 4) 取得価額10万円以上20万円未満の一括償却資産については、3年間で均等償却を行っております。
 - 5) 平成15年4月1日以降に取得した30万円未満の少額減価償却資産については取得時に費用処理しております。
 - 6) 耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
 3. 引当金の計上基準は以下のとおりです。
 - 1) 貸倒引当金は、資産自己査定実施要領、経理規程及び貸倒償却及び貸倒引当金の計上基準に則り、以下のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断し、必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算定した額を計上しております。

すべての債権は、資産自己査定実施要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
 - 2) 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（当事業年度末時点の自己都合要支給額を退職給付債務とする簡便法）に基づき、必要額を計上しております。
 - 3) 賞与引当金は、職員への賞与支払いに備えるため、職員に対する賞与の見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。
 - 4) 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金支出に備えるため、支給規程に基づく当事業年度末の要支給額を計上しております。
4. 当会は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。
5. リース取引の処理方法は以下のとおりです。

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、重要性の乏しいものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
6. 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式です。

III. 会計方針の変更に関する注記

該当する事項はありません。

IV. 表示方法の変更に関する注記

前事業年度まで「役務取引等費用」の「その他支払手数料」に計上しておりました代理店手数料は、実態をより適切に表示するために、当事業年度より「事業管理費」の「事務委託費」に計上することに変更いたしました。この変更に伴う経常利益及び税引前当期利益に対する影響はありません。なお、代理店手数料は、前事業年度157,029,146円、当事業年度158,028,532円です。

V. 会計上の見積りに関する注記

1. 貸倒引当金

- 1) 当事業年度に係る財務諸表に計上した金額 140,631,322円
- 2) その他の情報

① 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「II. 重要な会計方針 3. 引当金の計上基準 1) 貸倒引当金」に記載しております。

② 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

③ 翌事業年度に係る財務諸表に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

2. 固定資産の減損

- 1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 0円
- 2) その他の情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損の判定において、将来キャッシュ・フローについては、中期経営基本計画を基礎として算出し、中期経営基本計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出することとしております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び当会の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

VI. 会計上の見積りの変更に関する注記

1. 一般貸倒引当金

「II. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 3. 引当金の計上基準」に記載のとおり、従来、当会の一般貸倒引当金の計算方法は、過去の一定期間における貸倒実績率から算出した貸倒実績率に基づき算定した額と税法基準に基づき算定した繰入限度額とを比較し、いずれか多い額を計上する方法でありましたが、より合理的な貸倒見積高を算出するため、当事業年度より過去の一定期間における貸倒実績率から算出した貸倒実績率に基づき算出した額を計上することとしました。

この変更に伴い、従来の方法に比べ、貸倒引当金繰入が22,370,340円減少し、経常利益及び税引前当期利益が22,370,340円増加しております。

VII. 誤謬の訂正に関する注記

該当する事項はありません。

VIII. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額は433,703,372円です。
2. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、コピー機等については、リース契約により使用しております。
3. 担保に供している資産は次のとおりです。

担保に供している資産	
系統預け金	4,500,000,000円
系統外預け金	4,200,000円
担保資産に対応する債務	
未決済為替	9,672,870円
別段貯金	2,324,480円
4. 理事、監事に対する金銭債権の総額は55,439,100円です。
5. 理事、監事に対する金銭債務の総額は 0円です。（貯金を除く）
6. リスク管理債権の内訳は以下のとおりです。
 - 1) 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は 51,896,632円、危険債権額は75,649,077円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の中立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。また、危険債権とは債務者が経営破綻の状態に至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。
 - 2) 債権のうち、三月以上延滞債権額は0円です。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権に該当しないものです。
 - 3) 債権のうち、貸出条件緩和債権額は21,252,507円です。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。
 - 4) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は148,798,216円です。

なお、上記1)から4)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。
7. 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は1,008,864,446円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（または任意の時期に無条件で取消可能なもの）が970,448,810円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶または契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている内部手続きに基づき顧客の業況等を把握し、

必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

8. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成11年3月31日公布法律第24号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布、政令第119号)第2条第3号に定める「固定資産税評価額(市町村が定める地価)」の地価を基準に算出しております。

土地の再評価に関する法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と、当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額は37,940,016円です。

IX. 損益計算書に関する注記

該当する事項はありません。

X. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

1) 金融商品に対する取組方針

当会は、広島県を事業区域として、地元の漁業者等が組合員となっている各地のJFが会員となって運営されている協同組織金融機関であり、主に会員及びその組合員(以下、所属員という)に対して貯金の受入れや事業資金の貸付等の信用事業を行っており、これに伴う金融商品を有しております。

当会は貯金を原資として、資金を必要とする所属員等に貸付を行っております。また、残った資金は農林中金に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っております。

2) 金融商品の内容及びそのリスク

当会が保有する金融資産は、取引先等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。決算日現在における貸出金のうち、31.8%は水産業に対するものであり、当該水産業をめぐる経済環境等の状況の変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。また、有価証券は主に債券、株式及び投資信託であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

借入金については、日本銀行の成長基盤強化施策に基づく農林中央金庫からの借入金です。

3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当会は、個別の重要案件または大口案件については、理事会において対応方針を決定しております。また、通常の貸出取引については、本店に審査課を設置し、各支店との連携を図りながら与信審査を行っております。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っております。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っております。不良債権については、管理・回収方針を作成・実施し、資産の健全化に取り組んでおります。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については、貸倒償却及び貸倒引当金の計上基準に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、資金運用課及び総務課において信用情報や時価の把握を定期的に行うこととしております。

② 市場リスクの管理

当会では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確に管理することにより、収益化及び財務の安定化を図っております。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めております。

とりわけ有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当会の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っております。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買を行っています。運用部門が行った取引については、リスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし、定期的にリスク量の測定を行い、経営層に報告しております。

当会で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品であります。当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」、「貯金」、「借入金」です。

当会では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.5%上昇したものと想定した場合には、経済価値が256,273,877円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会は、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行ううえで重要な要素と位置付け、商品毎に異なる流動性を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っております。

4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりです。なお、市場価格のない出資等は、次表には含めておりません（4. 参照のこと）。

（単位：円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金	406, 774, 567	406, 774, 567	0
(2) 預け金	77, 886, 827, 934	77, 886, 288, 331	△539, 603
(3) 有価証券	13, 065, 312, 169	13, 083, 668, 381	18, 356, 212
満期保有目的の債券	2, 817, 465, 896	2, 835, 822, 108	18, 356, 212
その他有価証券(*1)	10, 247, 846, 273	10, 247, 846, 273	0
(4) 貸出金	23, 255, 666, 701		
貸倒引当金(*2)	△140, 631, 322		
	23, 115, 035, 379	24, 342, 082, 543	1, 227, 047, 164
資 産 計	114, 473, 950, 049	115, 718, 813, 822	1, 244, 863, 773
(1) 貯 金	111, 024, 833, 655	111, 167, 155, 553	142, 321, 898
(2) 借入金	1, 100, 000, 000	1, 100, 000, 000	0
負 債 計	112, 124, 833, 655	112, 267, 155, 553	142, 321, 898

(*1) その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日）第24-3項及び第24-9項の基準価格を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

3. 金融商品の時価の算定方法

資 産

1) 預け金

満期のない預け金及び満期のある変動金利の預け金については、短期間で市場金利を反映するため、当該帳簿価額によっております。

満期のある固定金利の預け金については、期間に基づく区分毎に、新規に預金を行った場合に想定される預金金利で割り引いた現在価値を算定しております。

2) 有価証券

株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託については、公表されている基準価格によっております。

3) 貸出金

貸出金のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

一方、固定金利のうち証書貸付金によるものは、回収見込額等に基づいて貸倒引当金を計上しているため、時価は、貸出金の期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から決算日現在の貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。このとき、貸借対照表に計上されている、分割実行案件の未実行額については、簿価で上記の金額に合算して時価に代わる金額としております。

上記以外の手形貸付金については、短期間で償還されることから、時価は簿価と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

また、延滞口座、特殊回収口座、期限の利益喪失口座については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値、または、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

なお、貸出金のうち、当該貸付を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負 債

1) 貯 金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。

満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、新規に預金を行った場合に想定される預金金利で割り引いた現在価値を算定しております。

2) 借入金

短期借入金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の新規借入において想定される利率で割り引いた現在価値を算定しております。

4. 市場価格のない出資等は次のとおりです。

（単位：円）

区 分	貸借対照表計上額
① 系統出資(*)	2,808,580,000
② 系統外出資(*)	152,910,000
合 計	2,961,490,000

5. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内
預け金	77,886,827,934	0	0	0
有価証券	932,488,188	700,000,000	1,110,000,000	505,767,563
満期保有目的の債券	100,000,000	0	300,000,000	0
その他有価証券の うち満期があるもの	832,488,188	700,000,000	810,000,000	505,767,563
貸出金(*)	4,317,741,499	2,137,136,053	1,963,429,677	1,846,885,087
合 計	83,137,057,621	2,837,136,053	3,073,429,677	2,352,652,650

	4年超 5年以内	5年超
預け金	0	0
有価証券	838,860,000	7,619,848,000
満期保有目的の債券	38,860,000	2,372,768,000
その他有価証券の うち満期があるもの	800,000,000	5,247,080,000
貸出金(*)	1,581,961,825	11,345,790,501
合 計	2,420,821,825	18,965,638,501

(*) 貸出金のうち、延滞口座、特殊回収口座、期限の利益喪失口座等の62,722,059円は、含めておりません。
なお、一部の金融機関向け貸出金1,002,000,000円は「5年超」に含めております。

6. 貯金、借入金の決算日後の返済予定額

(単位：円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*)	87,048,754,422	18,797,610,572	4,099,243,682	299,069,932	721,205,547	58,949,500
借入金	100,000,000	300,000,000	600,000,000	100,000,000	0	0
合 計	87,148,754,422	19,097,610,572	4,699,243,682	399,069,932	721,205,547	58,949,500

(*) 貯金のうち要求払貯金18,885,655,172円については、「1年以内」に含めて開示しております。また、貯金のうち定期積金は元金のみ開示し、給付補てん備金については含めておりません。

X I. 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりです。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」等が含まれております。

1) 満期保有目的の債券で時価のあるもの

		貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	地 方 債	373,892,759円	400,671,323円	26,778,564円
	社 債	248,682,798円	255,580,343円	6,897,545円
	外国証券	699,243,145円	735,726,700円	36,483,555円
	小 計	1,321,818,702円	1,391,978,366円	70,159,664円

		貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表 計上額を超えないもの	社 債	690,525,181円	677,095,042円	△13,430,139円
	外国証券	805,122,013円	766,748,700円	△38,373,313円
	小 計	1,495,647,194円	1,443,843,742円	△51,803,452円

合 計 2,817,465,896円 2,835,822,108円 18,356,212円

2) その他有価証券で時価のあるもの

		取得原価又は 償却原価	貸借対照表計上額	差 額
貸借対照表計上額 が取得原価又は償 却原価を超えるもの	国 債	99,984,932円	112,200,000円	12,215,068円
	地 方 債	47,080,000円	49,683,524円	2,603,524円
	社 債	2,405,453,700円	2,445,840,000円	40,386,300円
	外国証券	592,090,000円	652,996,300円	60,906,300円
	株 式	256,703,676円	510,582,800円	253,879,124円
	受益証券	221,111,819円	383,979,949円	162,868,130円
	投資証券	438,808,961円	598,304,300円	159,495,339円
	小 計	4,061,233,088円	4,753,586,873円	692,353,785円

		取得原価又は 償却原価	貸借対照表計上額	差 額
貸借対照表計上額	国 債	184,164,286円	183,360,000円	△804,286円
が取得原価又は償	社 債	4,294,138,474円	4,068,352,000円	△225,786,474円
却原価を超えない	外国証券	1,099,918,065円	1,091,311,000円	△8,607,065円
もの	株 式	2,982,097円	2,346,400円	△635,697円
	受益証券	152,435,000円	148,890,000円	△3,545,000円
	小 計	5,733,637,922円	5,494,259,400円	△239,378,522円
	国 債	184,164,286円	183,360,000円	△804,286円
	合 計	9,882,828,504円	10,750,607,257円	867,778,753円

なお、上記の評価差額から繰延税金負債123,982,362円を差し引いた額328,992,901円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

3) 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

4) 当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

	売却額	売却益	売却損
	1,674,755,085円	13,094,534円	7,811,723円
5) その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理しております。当事業年度における減損処理額は1,188,000円です。（うち、受益証券1,188,000円）			

なお、減損処理に当たっては、当会の経理規程に基づき、当事業年度末における時価が取得原価または償却原価に比べ50%以上下落した場合には、すべて減損処理を行い、30%以上50%未満下落した場合は、回復可能性を考慮して減損処理を行っております。

6) 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

X II. 退職給付に関する注記

1. 退職給付債務等の内容は以下のとおりです。

1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職金規程に基づき、退職一時金制度を採用しております。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計上にあたっては「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準委員会平成28年12月16日）に基づき、簡便法により行っております。

2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	79,681,800円
退職給付費用	9,030,800円
退職給付の支払額	325,800円
期末における退職給付引当金	88,386,800円
3) 退職給付債務及び貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表	
退職給付債務	88,386,800円
退職給付引当金	88,386,800円
4) 退職給付に関連する損益	
簡便法で計算した退職給付費用	9,030,800円

2. 福利厚生費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金2,990,143円を含めて計上しております。

なお、同組合より示された令和5年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は25,043千円となっております。

X III. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳は次のとおりです。

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	26,073,931円
賞与引当金超過額	5,761,124円
未払事業税等	3,777,065円
未収貸出金利息	81,078円
退職給付引当金超過額	24,456,627円
役員退職慰労引当金超過額	13,370,144円
有価証券償却	2,436,551円
繰延税金資産小計	75,956,520円
評価性引当額	△41,880,626円
繰延税金資産合計 (A)	34,075,894円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△123,982,362円
繰延税金負債合計 (B)	△123,982,362円

繰延税金負債の純額 (A+B)	△89,906,468円
-----------------	--------------

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳は以下のとおりです。

法定実効税率 (調整)	27.67%
交際費等永久に損金にされない項目	0.20%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.67%
住民税均等割等	1.51%
評価性引当額の増減	5.33%
その他	△0.10%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	30.94%

XIV. 賃貸等不動産に関する注記

該当する重要な事項はありません。

XV. リースにより使用する固定資産に関する注記

該当する事項はありません。

XVI. 資産除去債務に関する注記

該当する重要な事項はありません。

XVII. 重要な後発事象に関する注記

該当ありません。

XVIII. 収益認識に関する注記

「Ⅱ重要な会計方針に係る事項に関する注記4収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

XIX. その他の注記

該当ありません。

キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	3年度末	4年度末
I 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益	252	199
減価償却費	13	10
減損損失	0	0
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△ 8	6
退職給付引当金の増加額	8	8
その他の引当金・積立金の増減額 (△は減少)	4	4
資金運用収益	△ 909	△ 833
資金調達費用	144	129
有価証券関係損益 (△は益)	△ 19	△ 4
外部出資関係損益	0	0
固定資産処分損益	0	0
貸出金の純増減 (△は純増)	287	1,349
預け金の純増減 (△は純増)	100	△ 6,450
貯金の純増減 (△は純減)	1,453	125
借入金の純増減 (△は純減)	100	△ 100
教育情報資金	0	0
その他	△ 44	60
資金運用による収入	914	831
資金調達による支出	△ 148	△ 140
小 計	2,148	△ 4,802
法人税等の支払額	△ 55	△ 69
事業活動によるキャッシュ・フロー	2,093	△ 4,871
II 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 3,136	△ 2,487
有価証券の売却による収入	1,621	1,674
有価証券の償還による収入	336	333
固定資産の取得による支出	△ 10	△ 2
固定資産の売却による収入	0	0
外部出資による支出	0	0
外部出資の売却等による収入	0	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,189	△ 481
III 財務活動によるキャッシュ・フロー		
出資の増額による収入	14	15
出資金の払戻しによる支出	0	0
出資配当金の支払額	△ 23	△ 23
処分未済持分の取得による支出	△ 3	0
処分未済持分の払戻しによる収入	0	3
少数株主への配当金支払額	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 12	△ 4
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	0	0
V 現金及び現金同等物の増加額	891	△ 5,357
VI 現金及び現金同等物の期首残高	8,655	9,547
VII 現金及び現金同等物の当期末残高	9,547	4,189

剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	金 額	
	3年度	4年度
当 期 未 処 分 剰 余 金	382,436	348,801
剰 余 金 処 分 額	171,589	101,866
資 本 準 備 金	0	0
利 益 準 備 金	38,000	28,000
任 意 積 立 金	110,000	50,000
（うち水産会館修繕積立金）	(50,000)	(0)
（うち特別積立金）	(60,000)	(50,000)
出 資 配 当 金	23,589	23,866
（普通出資に対する配当金）	(16,091)	(16,098)
（後配出資に対する配当金）	(2,747)	(3,017)
（優先出資に対する配当金）	(4,750)	(4,750)
次 期 繰 越 剰 余 金	210,847	246,934

(注) 1. 普通出資金の配当は年2.0%の割合です。

後配出資金の配当は年1.5%の割合です。

優先出資金の配当は年1.5%および2.0%の割合です。

2. 特別積立金は、損失のてん補又は本会の事業の改善発展のための積み立てであります。

3. 次期繰越剰余金に含まれる経営指導・教育情報事業の費用に充てられるための繰越額（いわゆる教育情報資金）は、7,000,000円であります。

財務諸表の正確性等にかかる確認

謄 本

確 認 書

1. 私は令和4年4月1日から令和5年3月31日までの事業年度のディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において適正に表示されていることを確認しました。
2. 当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下に体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適正に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和5年6月20日

広島県信用漁業協同組合連合会

代表理事会長 樋 口 元 武

貯 金

種別・貯金者別貯金残高

(単位：百万円、%)

			3年度末		4年度末	
			金 額	構成比	金 額	構成比
当 座 性 貯 金	当 座 貯 金		3	0.0	4	0.0
	普 通 貯 金		17,224	15.5	18,782	16.9
	貯 蓄 貯 金		0	0.0	0	0.0
	通 知 貯 金		23	0.0	15	0.0
	別 段 貯 金		77	0.1	83	0.1
	計		17,329	15.6	18,885	17.0
定 期 性 貯 金	定 期 貯 金		91,616	82.6	90,250	81.2
	(うち固定自由金利定期)		(91,300)	(82.3)	(89,983)	(81.0)
	(うち変動自由金利定期)		(316)	(0.3)	(267)	(0.2)
	定 期 積 金		1,954	1.7	1,888	1.7
	計		93,570	84.3	92,139	82.9
合 計			110,899	100.0	111,024	100.0
貯 金 者	員 内	会 員	19,055	17.1	20,207	18.2
		組 合 員 直 接 預 り	28,960	26.1	30,358	27.3
		計	48,015	43.2	50,565	45.5
区 分 残 高	員 外	地 方 公 共 団 体	9,738	8.8	8,529	7.6
		金 融 機 関	0	0	0	0
		そ の 他	53,146	47.9	51,930	46.7
		計	62,884	56.7	60,459	54.4

(注)1. 定期性貯金の中の定期貯金には積立定期貯金を含んでおります。

(注)2. 固定自由金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する自由金利定期貯金

(注)3. 変動自由金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する自由金利定期貯金

科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

	3年度		4年度		増 減
流動性貯金	15,340	(12.4)	16,894	(15.2)	1,554
定期性貯金	108,145	(87.5)	93,893	(84.7)	△ 14,252
別 段 貯 金	59	(0.0)	62	(0.0)	3
計	123,545	(100.0)	110,850	(100.0)	△ 12,695
譲渡性貯金	—	(—)	—	(—)	—
合 計	123,545	(100.0)	110,850	(100.0)	△ 12,695

(注)1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金

(注)2. 定期性貯金＝定期貯金＋積立定期貯金＋定期積金

(注)3. () 内は構成比です。

財形貯蓄残高

(単位：百万円)

	3年度末	4年度末
財 形 貯 蓄 残 高	—	—

貸 出 金

種類別・使途別・貸出者別貸出金残高

(単位：百万円、%)

			3年度末		4年度末		増 減
			金 額	構成比	金 額	構成比	
割 引 手 形			—	—	—	—	—
手 形 貸 付			1,276	5.2	1,204	5.2	△ 72
証 書 貸 付			22,085	89.8	20,827	89.6	△ 1,258
当 座 貸 越			240	1.0	222	1.0	△ 18
金 融 機 関 貸 付			1,002	4.1	1,002	4.3	0
合 計			24,604	100.0	23,255	100.0	△ 1,349
固 定 金 利 貸 出			13,795	56.1	12,824	55.1	△ 971
変 動 金 利 貸 出			10,809	43.9	10,431	44.9	△ 378
設 備 資 金			21,673	88.1	21,732	93.5	59
運 転 資 金			2,931	11.9	1,522	6.5	△ 1,409
貸出者区分残高	員 内	会 員	1,024	4.2	890	3.8	△ 134
		組合員直接貸付	9,127	37.1	9,087	39.1	△ 40
		計	10,151	41.3	9,978	42.9	△ 173
	員 外	地 方 公 共 団 体	7,476	30.4	6,647	28.6	△ 829
		金 融 機 関	1,002	4.1	1,002	4.3	0
		そ の 他	5,974	24.3	5,627	24.2	△ 347
		計	14,453	58.7	13,277	57.1	△ 1,176

科目別貸出金平均残高

(単位：百万円、%)

	3年度		4年度		増 減
	金額	構成比	金額	構成比	
割 引 手 形	—	—	—	—	—
手 形 貸 付	1,321	5.4	1,198	5.0	△ 123
証 書 貸 付	22,586	93.2	22,645	93.9	59
当 座 貸 越	335	1.4	276	1.1	△ 59
合 計	24,243	100.0	24,120	100.0	△ 123

貸出金担保別内訳

(単位：百万円)

		3年度末	4年度末	増 減
	貯 金 等	1,183	1,118	△ 65
	有 価 証 券	—	—	—
	動 産	567	598	31
	不 動 産	6,598	6,337	△ 261
	その他担保物	296	329	33
	計	8,644	8,383	△ 262
	漁 信 基 保 証	1,894	1,723	△ 171
	そ の 他 保 証	5,318	5,223	△ 95
	計	7,212	6,947	△ 265
	信 用	8,746	7,924	△ 822
	合 計	24,604	23,255	△ 1,349

債務保証担保別内訳

(単位：百万円)

		3年度末	4年度末	増 減
	貯 金 等	—	—	—
	有 価 証 券	—	—	—
	動 産	—	—	—
	不 動 産	—	—	—
	その他担保物	6	5	△ 1
	計	—	—	—
	漁 信 基 保 証	—	—	—
	そ の 他 保 証	—	—	—
	計	—	—	—
	信 用	—	—	—
	合 計	—	—	—

(注)信用：「金融機関等の業務の代理に付随して行われる保証」の金額

業種別貸出金残高

(単位：百万円、%)

		3年度末		4年度末		増 減
	農 林 水 産 業	10,151	(41.3)	9,979	(42.9)	△ 172
	製 造 業	—	()	—	()	—
	建 設 業	—	()	—	()	—
	運 輸 ・ 通 信 業	—	()	—	()	—
	卸 売 ・ 小 売 業	—	()	—	()	—
	金 融 ・ 保 険 業	1,002	(4.1)	1,002	(4.3)	0
	不 動 産 業	—	()	—	()	—
	サ ー ビ ス 業	—	()	—	()	—
	地 方 公 共 団 体	7,476	(30.4)	6,647	(28.6)	△ 829
	そ の 他	5,974	(24.3)	5,627	(24.2)	△ 347
	合 計	24,604	(100.0)	23,255	(100.0)	△ 1,349

(注) () 内は構成比です。

主要な水産業関係の貸出金残高

(漁業種類等別)

(単位：百万円)

		3年度末	4年度末	増 減
漁業	海面漁業	1,435	1,334	△ 101
	海面養殖業	4,537	4,518	△ 19
	その他漁業	605	633	28
漁業関係団体等		1,035	901	△ 134
合 計		7,614	7,387	△ 227

- 1 本表は、水産業関係の貸出金残高であるため、水産業者に対する水産業関係資金以外の貸出金残高（生活資金等）は含めておりません。
- 2 漁連・漁協・水産加工業者やそれらの子会社等に対する貸出は「漁業関係団体等」に記載しております。（地公体、金融機関に対する貸出は含めておりません）

(資金種類等別)

<貸出金>

(単位：百万円)

	3年度末	4年度末	増 減
プロパー資金	4,420	4,370	△ 50
水産制度資金	3,193	3,016	△ 177
漁業近代化資金	2,752	2,635	△ 117
その他制度資金	440	380	△ 60
合 計	7,614	7,387	△ 227

- 3 プロパー資金とは、信漁連原資の貸出金のうち、制度資金以外のものです。
- 4 水産制度資金には、①地公体等が直接的または間接的に融資するもの、②地公体等が利子補給等を行うことで信漁連が低利で融資するもの、③(株)日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは②のみを掲載しております。

<受託貸付金>

(単位：百万円)

	3年度末	4年度末	増減
(株)日本政策金融公庫 (農林水産事業)	298	316	18
その他	18	16	△ 2
合 計	317	332	15

- 5 受託貸付金は、保証残高ではなく、貸出残高を記入しております。

有 価 証 券

種類別有価証券平均残高

(単位：百万円、%)

種類	3年度		4年度		増 減
	金 額	構成比	金 額	構成比	
国 債	378	3.3	443	3.6	65
地 方 債	457	4.0	435	3.5	△ 22
政府保証債	—	—	—	—	—
金 融 債	—	—	—	—	—
社 債	6,601	58.9	7,267	59.9	666
外 国 債 券	2,699	24.0	2,922	24.1	223
株 式	273	2.4	267	2.2	△ 6
受 益 証 券	349	3.1	348	2.8	△ 1
そ の 他	445	3.9	439	3.6	△ 6
合 計	11,206	100.0	12,124	100.0	918

有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定 めなし	合計
3 年 度 末	国 債	100				807			907
	地 方 債				147	156	143		447
	政府保証債								
	金 融 債								
	社 債	302	1,039	1,068	747	616	3,263		7,037
	外 国 債 券		501	100	202	200	1,898		2,902
	株 式							519	519
	受 益 証 券		9	80			90	320	501
	そ の 他							680	680
4 年 度 末	国 債					112	183		295
	地 方 債			39	99	205	78		423
	政府保証債								
	金 融 債								
	社 債	332	1,556	1,103	1,027	299	3,133		7,453
	外 国 債 券	600	199	99	395	104	1,848		3,248
	株 式							512	512
	受 益 証 券		50	105				377	532
	そ の 他							598	598

有価証券の含み損益

○有価証券

(単位：百万円)

保 有 目 的	3年度末			4年度末		
	取得価額	時 価	評価損益	取得価額	時 価	評価損益
売 買 目 的	—	—	—	—	—	—
満期保有目的	2,245	2,350	105	2,817	2,835	18
そ の 他	9,882	10,750	867	9,794	10,247	452
合 計	12,128	13,101	972	12,612	13,083	471

1. 本表記載の有価証券は、期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものです。

① 売買目的有価証券の残高はありません。

② 満期保有目的有価証券については、取得原価が貸借対照表価額として計上されております。

③ その他有価証券については、時価を貸借対照表価額としております。

○金銭の信託

(単位：百万円)

	3年度末			4年度末		
	取得価額	時 価	評価損益	取得価額	時 価	評価損益
金銭の信託	—	—	—	—	—	—

・取得価額は貸借対照表価額によっております。

時価等の算定は、以下により金銭の信託受益者が合理的に算出した価格によっております。

1. 取引所上場有価証券については、主として東京証券取引所における最終価格によっております。

2. 店頭株式については、日本証券業協会が公表する売買価格等によっております。

保有有価証券の利回り

(単位：%)

	3年度	4年度
国 債	1.39	0.65
地 方 債	1.55	1.79
社 債	1.27	1.27
以 上 平 均	1.29	1.27

1. 売買損益を除く利息配当利回りを表示しております。

オフバランス取引の状況

(単位：百万円)

	契約金額・想定元本額
債券先物オプション	—
債券店頭オプション	—
債券先物	—
合 計	—

先物取引の時価情報

(単位：千円)

		3年度末			4年度末		
		契約額	時 価	差損益	契約額	時 価	差損益
債 券	売 建	—	—	—	—	—	—
	買 建	—	—	—	—	—	—

オプション取引の時価情報

(単位：千円)

			3年度末			4年度末		
			貸借対照表価額	時 価	差損益	貸借対照表価額	時 価	差損益
債券先物 オプション	売建	コール	—	—	—	—	—	—
		プット	—	—	—	—	—	—
	買建	コール	—	—	—	—	—	—
		プット	—	—	—	—	—	—

(単位：千円)

		貸借対照表価額			
		3年度末		4年度末	
		売 建	買 建	売 建	買 建
債券店頭 オプション	コール	—	—	—	—
	プット	—	—	—	—

受託業務・為替業務等

受託貸付金の残高

(単位：百万円)

受 託 先	3年度末	4年度末
株式会社日本政策金融公庫	298	316
独立行政法人住宅金融支援機構	13	11
独立行政法人福祉医療機構	5	4
計	317	332

内国為替の取扱実績

(単位：件、百万円)

		3年度		4年度	
		仕 向	被仕向	仕 向	被仕向
種	送金・振込 (件 数)	(36, 166)	(52, 563)	(37, 147)	(50, 943)
	金 額	105, 609	158, 266	54, 406	68, 503
類	代金取立 (件 数)	(83)	(2)	(28)	(1)
	金 額	160	20	67	3
	(件 数)	(36, 249)	(52, 565)	(37, 175)	(50, 944)
	計 金 額	105, 770	158, 286	54, 473	68, 506

平 残 ・ 利 回 り 等

粗 利 益

(単位：百万円、%)

区 分		3年度	4年度
	資金運用収益	909	833
	資金調達費用	144	129
資金運用収支		765	703
	役務取引等収益	16	16
	役務取引等費用	171	12
役務取引等収支		△ 154	3
	その他事業収益	65	73
	受取出資配当金	47	48
	受取助成金	0	14
	国債等債券売却益	16	9
	その他事業費用	47	43
その他事業収支		18	30
事業粗利益		629	736
事業粗利益率		0.49	0.64
事業純益		242	210
実質事業純益		234	210
コア事業純益		225	208
コア事業純益 (投資信託解約損益除く)		226	208

(注)1. 事業粗利益＝(資金運用収支＋金銭の信託運用見合費用)＋役務取引等収支＋その他事業収支

(注)2. 事業粗利益率＝事業粗利益／資金運用勘定平均残高×100

(注)3. 事業純益＝事業粗利益－経費(人件費・物件費・税金)－一般貸倒引当金繰入額

(注)4. 実質事業純益＝事業純益＋一般貸倒引当金繰入額

(注)5. コア事業純益＝実質事業純益－国債等債券関係損益

資金運用勘定・調達勘定の平均残高等

(単位：百万円、%)

区分	3年度			4年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	126,500	929	0.73	113,644	838	0.73
貸出金	24,243	304	1.25	24,120	289	1.19
預け金	91,051	416	0.45	77,398	334	0.43
有価証券	11,206	207	1.85	12,124	214	1.76
資金調達勘定	125,136	142	0.11	112,216	128	0.11
貯金・定積	123,545	142	0.11	110,850	128	0.11
借入金	1,591	0	0.00	1,366	0	0.00
貯金原価率			0.57			0.60
総資金利ざや			0.19			0.18

(注)1. 有価証券利息は、実質数値(利息＋売買損益等含む)を表示しております。

(注)2. 貯金原価率＝(貯金利息＋譲渡性貯金利息＋支払奨励金＋経費)／(貯金平残＋譲渡性貯金平残)×100

(注)3. 総資金利ざや＝総資金運用利回り－総資金原価率

受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

	3年度増減額	4年度増減額
受取利息	4	4
うち貸出金	1	△ 15
預け金	△ 4	△ 2
有価証券	7	21
支払利息	△ 11	△ 14
うち貯金	△ 11	△ 14
譲渡性貯金	—	—
借入金	—	—
差 引	15	18

(注) 増減額は前年度対比です。

経費の内訳

(単位：百万円)

	3年度	4年度
人件費	258	257
役員報酬	24	21
役員退職慰労引当金繰入	4	4
給料手当	184	185
賞与引当金戻入（控除）	△20	△20
賞与引当金繰入	20	20
福利厚生費	36	35
退職給付費用	8	9
旅費交通費	1	2
業務費	46	206
負担金	10	10
施設費	57	37
貯金保険料	8	7
雑費	0	0
税金	4	4
合 計	387	526

諸 指 標

最近5年間の主要な経営指標

(単位：百万円、口)

	H30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
経 常 収 益	1,033	1,027	1,001	1,032	943
経 常 利 益	219	208	240	252	743
当 期 剰 余 金	156	154	184	186	137
出 資 金	1,200	1,223	1,241	1,255	1,270
出 資 口 数	120,078	122,338	124,114	125,538	127,084
純 資 産 額	4,792	4,799	5,299	5,426	5,259
総 資 産 額	114,271	108,305	116,586	118,229	118,028
貯 金 等 残 高	108,121	101,995	109,445	110,899	111,024
貸 出 金 残 高	23,520	24,225	24,891	24,604	23,255
有 価 証 券 残 高	9,980	10,353	11,863	12,996	13,065
剰余金配当金額	22	23	23	23	23
・ 出資配当の額	22	23	23	23	23
・ 事業利用分量配当の額	—	—	—	—	—
職 員 数	48人	49人	47人	47人	48人
単体自己資本比率	11.78%	12.17%	12.10%	12.07%	12.02%

(注)「単体自己資本比率」は、「漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農林水産省告示第3号)に基づき算出しております。

自己資本の充実の状況

○自己資本調達手段の概要に関する事項

◇自己資本比率の状況

当会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。

令和5年3月末における自己資本比率は、内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、12.02%となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当会の自己資本は、会員からの普通出資金のほか、後配出資金、優先出資金により調達しております。

普通出資金

項 目	内 容
発行主体	広島県信用漁業協同組合連合会
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	8.0 億円（前年度 8.0 億円）

後配出資金

項 目	内 容
発行主体	広島県信用漁業協同組合連合会
資本調達手段の種類	後配出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	2.1 億円（前年度 1.9 億円）

優先出資金

項 目	内 容
発行主体	広島県信用漁業協同組合連合会
資本調達手段の種類	優先出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	2.5 億円（前年度 2.5 億円）

当会では、将来的な信用リスクや金利リスクの増加に備えて、安定的な自己資本比率の維持に努めるため、内部留保による自己資本増強を行っております。

また、自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出要領」および「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しております。

これに基づき、当会における信用リスクやオペレーショナル・リスクに対応した十分な自己資本の維持に努めています。

○自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項 目	当期末	前期末	
			経過措置による 不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)			
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額	4,745	4,616	
うち、出資金及び資本準備金の額	1,270	1,255	
うち、再評価積立金の額	-	-	
うち、利益剰余金の額	3,498	3,384	
うち、外部流出予定額 (△)	△23	△23	
うち、上記以外に該当するものの額	-	-	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	46	74	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	46	74	
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-	
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-	
うち、回転出資金の額	-	-	
うち、上記以外に該当するものの額	-	-	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	10	20	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	4,802	4,710	
コア資本に係る調整項目 (2)			
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	-	-	
うち、のれんに係るものの額	-	-	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	-	-	
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-	
適格引当金不足額	-	-	
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	
前払年金費用の額	-	-	
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-	
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-	
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-	
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	0	0	

自己資本			
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	4,802	4,710	
リスク・アセット等（3）			
信用リスク・アセットの額の合計額	38,746	37,887	
資産（オン・バランス）項目	38,733	37,876	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	223	73	
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額（△）	-	△150	
うち、上記以外に該当するものの額	223	223	
オフ・バランス項目	12	11	
CVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額	-	-	
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	-	-	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	1,202	1,112	
信用リスク・アセット調整額	-	-	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-	
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	39,949	39,000	
自己資本比率			
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	12.02%	12.07%	

○自己資本の充実に関する事項

(単位：百万円)

信用リスク・アセット (標準的手法)	3年度末			4年度末		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット 額 a	所要自己 資本額 b = a × 4%	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット 額 a	所要自己 資本額 b = a × 4%
現金	400	0	0	406	0	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	1,496	0	0	885	0	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	7,886	0	0	6,482	0	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構及び我が国の政府 関係機関向け	457	45	1	446	44	1
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向 け	79,532	15,906	636	81,021	16,204	648
法人等向け	6,500	3,719	148	8,211	4,667	186
中小企業等・個人向け	1,674	889	35	1,387	696	27
抵当権付住宅ローン	6,776	2,204	88	6,338	2,069	83
不動産取得等事業向け	423	415	16	390	382	15
三月以上延滞債権	16	17	0	33	26	1
取立未済手形	2	0	0	3	0	0
信用保証協会等による保証付	1,894	189	7	1,723	172	6
(株)地域経済活性化支援機構及び(株)東日本 大震災事業者再生支援機構による保証付	-	-	-	-	-	-
出資等	613	613	24	564	564	22
うち出資等のエクスポージャー	613	613	24	564	564	22
うち重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-	-	-
上記以外	9,334	13,669	546	9,313	13,527	541
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のう ち、対象普通出資等及びその他外部TLAC関連 調達手段に該当するもの以外のもの以外のもの に係るエクスポージャー)	100	250	10	-	-	-
(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエ クスポージャー)	3,241	8,102	324	3,241	8,102	324
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部 分に係るエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決 権を保有している他の金融機関等に係るその他 外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決 権を保有していない他の金融機関等に係るその他 外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC 関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係 るエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
(うち上記以外のエクスポージャー)	5,993	5,317	212	6,072	5,424	216
証券化	-	-	-	-	-	-
(うちSTC要件適用分)	-	-	-	-	-	-
(うち非STC要件適用分)	-	-	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエク スポージャー	194	130	5	239	154	6
経過措置によりリスク・アセットの額に算入さ れるものの額		223	8		223	8
他の金融機関等の対象資本調達手段に係 るエクスポージャーに係る経過措置によりリス ク・アセットの額に算入されなかったものの額 (△)		△150	△6		-	-
合 計 (信用リスク・アセットの額)	117,206	37,876	1,515	117,449	38,733	1,549

○オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額

(単位：百万円)

3年度			4年度		
粗利益額 a	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で 除して得た額 $b = a \times 15\% \div 8\%$	所要自己 資本額 $c = b \times 4\%$	粗利益額 a	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で 除して得た額 $b = a \times 15\% \div 8\%$	所要自己 資本額 $c = b \times 4\%$
593	1,112	44	641	1,202	48

(注) 1. オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たり、当会では基礎的手法を採用しております。

○所要自己資本額

(単位：百万円)

3年度		4年度	
リスク・アセット (分母)合計 a	所要自己資本額 $b = a \times 4\%$	リスク・アセット (分母)合計 a	所要自己資本額 $b = a \times 4\%$
39,000	1,560	39,949	1,597

○信用リスクに関する事項

◇標準的手法に関する事項

当会では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター (R & I)
株式会社日本格付研究所 (J C R)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (M o o d y ' s)
S & P グローバル・レーティング (S & P)
フィッチ・レーティングス (F i t c h)

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー (長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー (短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

○信用リスクに関するエクスポージャーの業種別の期末残高及び主な種類別の内訳

(単位：百万円)

		3年度末			4年度末		
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち 貸出金等	うち 債 券	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち 貸出金等	うち 債 券
法人	卸売・小売業	1,041	117	924	886	106	779
	金融・保険業	83,112	1,002	2,570	84,449	1,002	2,821
	サービス業	1,687	1,687	-	1,503	1,503	-
	地方公共団体	7,924	7,476	447	7,071	6,647	423
	その他	11,964	2,688	7,351	12,048	2,785	7,396
個 人		11,632	11,632		11,210	11,210	
固定資産等		485			477		
合 計		117,848	24,604	11,294	117,647	23,255	11,421

(注) 1. 全て国内取引です。

2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。

3. 当会は、デリバティブ取引の取扱いはありません。

○信用リスクに関するエクスポージャーの残存期間別の期末残高及び主な種類別の内訳

(単位：百万円)

		3年度末			4年度末		
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち 貸出金等	うち 債 券	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち 貸出金等	うち 債 券
1年以下		82,412	5,209	402	83,136	4,317	932
1年超3年以下		5,422	3,872	1,540	5,906	4,100	1,756
3年超5年以下		4,487	3,239	1,168	4,670	3,428	1,242
5年超7年以下		3,761	2,664	1,097	3,987	2,359	1,523
7年超		16,698	9,523	7,085	14,951	8,986	5,965
期限の定めなし		5,064	96	-	4,997	62	-
合 計		117,848	24,604	11,294	117,647	23,255	11,421

(注) 1. 全て国内取引です。

2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。

○3月以上延滞エクスポージャーの期末残高及び業種別の内訳

(単位：百万円)

		3年度末	4年度末
法人	卸売・小売業	—	—
	金融・保険業	—	—
	サービス業	—	—
	地方公共団体	—	—
	その他	—	—
個 人		—	—
合 計		—	—

(注) 全て国内取引です。

○貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

		3年度					4年度				
		期首 残高	期中 増加	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加	期中減少額		期末 残高
				使用 目的	その他				使用 目的	その他	
一般貸倒引当金		75	74	—	75	74	74	46	—	74	46
個別貸倒引当金		66	59	—	66	59	59	94	—	59	94
法人	卸売・小売業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他	66	59	—	66	59	59	58	—	59	58
	個人	—	0	—	—	0	—	36	—	—	36

(注) 全て国内取引です。

○貸出金償却の額

(単位：百万円)

		3年度	4年度
法人	卸売・小売業	—	—
	金融・保険業	—	—
	サービス業	—	—
	地方公共団体	—	—
	その他	—	—
個人		—	—
合計		—	—

(注) 全て国内取引です。

○信用リスク削減効果勘案後の残高及び自己資本控除額

(単位：百万円)

		3年度末			4年度末		
		格付有	格付無	計	格付有	格付無	計
信用リスク削減効果勘案後残高	0%	—	9,784	9,784	—	7,774	7,774
	10%	457	2,596	3,054	446	2,367	2,813
	20%	79,074	861	79,936	81,240	769	82,010
	35%	—	6,108	6,108	—	5,743	5,743
	50%	4,819	0	4,819	5,510	0	5,510
	75%	—	1,181	1,181	—	924	924
	100%	1,309	6,655	7,965	1,105	7,212	8,317
	150%	—	2	2	—	14	14
	200%	—	—	—	—	—	—
	250%	3,241	—	3,241	3,241	—	3,241
	1250%	—	—	—	—	—	—
	その他	—	194	194	—	239	239
自己資本控除額		—	—	—	—	—	—
合計		88,902	27,384	116,287	91,544	25,045	116,589

○信用リスク削減手法に関する事項

◇信用リスク削減手法に関するリスク管理の方法及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自会貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。

適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

また、貸出金と自会貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自会貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自会貯金が継続されないリスクが、監視および管理されていること、④貸出金と自会貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出と自会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、本邦地方公共団体、地方公共団体金融機構、本邦政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、および金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付がA-またはA3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

○信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区分	3年度末		4年度末	
	適格金融 資産担保	保証	適格金融 資産担保	保証
地方公共団体金融機構及び我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—
法人等向け	5	—	1	—
中小企業等・個人向け	459	33	432	31
抵当権付住宅ローン	—	668	—	611
不動産取得等事業向け	8	—	8	—
3か月以上延滞債権	—	—	—	—
漁業信用基金協会等保証	—	—	—	—
その他	676	—	647	—
合 計	1,148	701	1,088	643

○派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

「派生商品取引」とは、その価格（現在価格）が他の証券・商品（原資産）の価格に依存して決定される金融商品（先物、オプション、スワップ等）に係る取引です。

「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡しまたは決済を行う取引であって、約定日から受渡日（決済日）までの期間が5営業日または市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券等の引渡しまたは資金の支払を行う取引です。

当会では、派生商品取引および長期決済期間取引については、できるだけ取り扱わない方針であり、期末日現在残高はありません。

○証券化エクスポージャーに関する事項

「証券化エクスポージャー」とは、現資産に係る信用リスクを優先劣後構造にある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引に係るエクスポージャーのことです。

当会では、証券化商品を取り扱わない方針であり、取扱い実績はありません。

○リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	3 年度	4 年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	194	216
マンドレート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	—	—

○出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

◇出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方法及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当会においては、これらを①その他有価証券、②系統および系統外出資に区分して管理しています。

その他有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見直しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成する運用会議を定期的で開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及び運用会議で決定された取引方針などにに基づき、有価証券の売買を行っています。運用部門が行った取引については他部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資等又は株式等の評価等については、①その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。②系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

○出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価
(単位：百万円)

	3年度末		4年度末	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	519	519	512	512
非上場	2,961		2,961	
合 計	3,480	519	3,473	512

○出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

	3年度			4年度		
	売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
上 場	14	1	2	1	1	—
非上場	—	—	—	—	—	—
合 計	14	1	2	1	1	—

○貸借対照表で認識された損益計算書で認識されない評価損益の額

(その他有価証券の評価損益等)

(単位：百万円)

	3年度末		4年度末	
	評価益	評価損	評価益	評価損
上 場	250	1	253	0
非上場	—	—	—	—
合 計	250	1	253	0

○金利リスクに関する事項

◇金利リスクの算定方法の概要

「金利リスク」とは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、貯金等）が、金利の変動により発生するリスクのことです。

当会における、リスク管理方針および手続きについては以下のとおりです。

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明
当会では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。
- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明
当会は、ALM委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。
- ・金利リスク計測の頻度
月末を基準日として、四半期ごとにIRRBBを計測しています。

当会では、市場金利が上下1%変動した場合の金利リスク量を算出しています。

なお、当座性貯金については、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される貯金としてコア貯金と定義し、残高の50%相当額を満期5年までの期間に均等配賦（平均残存2.5年）して金利リスクを算定しています。

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は2.5年となっております。

- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- ・流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- ・複数の通貨の集計方法およびその前提
本会は円通貨しか取り扱っておりません。
- ・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ・内部モデルの使用等、△EVEに重大な影響を及ぼすその他の前提、前事業年度末の開示からの変動に関する説明
内部モデルは使用しておりません。
- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

IRRBB 1：金利リスク（単位：百万円）

項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	586	687	△1	△17
2	下方パラレルシフト	0	0	15	10
3	スティープ化	680	777		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値				
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	4,802		4,710	

経営諸指標

(貯貸率等)	3年度末	4年度末
貯貸率（期末残高、期中平残）	22.1%、19.6%	20.9%、21.7%
貯預率（期末残高、期中平残）	69.2%、73.6%	70.1%、69.8%
貯証率（期末残高、期中平残）	11.7%、9.0%	11.7%、10.9%
一従業員当り貯金残高	2,359百万円	2,313百万円
一店舗当り貯金残高	15,842百万円	15,860百万円
一従業員当り貸出金残高	523百万円	484百万円
一店舗当り貸出金残高	3,514百万円	3,322百万円
(利益率)		
総資産経常利益率	0.19%	0.17%
資本経常利益率	5.43%	4.15%
総資産当期純利益率	0.14%	0.11%
資本当期純利益率	4.01%	2.86%

(注)1. 総資産経常(当期)利益率＝経常(当期)利益／総資産平均残高(偶発債務見返除く)×100

(注)2. 資本経常(当期)利益率＝経常(当期)利益／資本勘定平均残高×100

(注)3. 従業員数は、2022年3月末47名、2023年3月末48名(どちらもパート職員を含む。)です。

(注)4. 本支店数は、2022年3月末及び2023年3月末とも7店です。

リスク管理情報等

信用事業命令に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位：百万円、%)

債権区分		債権額	保全額			
			担保	保証	引当	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	3年度	33	—	32	0	33
	4年度	51	—	33	18	51
危険債権	3年度	73	—	14	59	73
	4年度	75	—	—	75	75
要管理債権	3年度	21	—	21	—	21
	4年度	21	—	21	—	21
	三月以上延滞債権	3年度	—	—	—	—
		4年度	—	—	—	—
	貸出条件緩和債権	3年度	—	21	—	21
		4年度	—	21	—	21
小計	3年度	128	—	69	59	128
	4年度	148	—	54	94	148
正常債権	3年度	24,505				
	4年度	23,134				
合計	3年度	24,633				
	4年度	23,283				

(注)1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

(なお、優良担保又は優良保証で保全されている債権額は、33百万円です。)

(注)2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

(なお、優良担保又は優良保証で保全されている債権額は、0百万円です。)

(注)3. 「要管理債権」とは、漁業協同組合等の信用事業等に関する命令上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

(注)4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

(注)5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	3年度					4年度				
	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一 般 貸倒引当金	75	74	—	75	74	74	46	—	74	46
個 別 貸倒引当金	66	59	—	66	59	59	94	—	59	94
合 計	142	134	—	142	134	134	140	—	134	140

貸出金償却の額

(単位：百万円)

	3年度	4年度
貸出金償却額	—	—

役員等の報酬体系

○役 員

◇対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、理事及び監事をいいます。

◇役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、当年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は所定日に振込み等の方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っております。

(単位：千円)

	支給総額（注2）	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員（注1）に対する報酬等	21,670	4,940

（注1）対象役員は、理事9名、監事2名です。（期中に退任した者を含む。）

（注2）退職慰労金については、当年度に実際に支給した額ではなく、当年度の費用として認識される部分の金額（引当金への繰入額と支給額のうち当年度の負担に属する金額）によっています。

◇対象役員の報酬等の決定等

①役員報酬（基本報酬）

役員報酬は、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務や在任年数等を勘案して決定しております。

②役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額に特別に功労があったと認められる者については功労金を加算して算定し、総会で理事及び監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退職慰労金規程に基づき、理事については理事会、監事については監事の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しております。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて、公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しております。

○職員等

◇対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当会の職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当会の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、当年度において、対象職員等に該当する者はありませんでした。

（注1）対象職員等には、期中に退職した者も含めております。

（注2）「同等額」は、当年度に当会の常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。

（注3）当年度において当会の常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はありませんでした。

○その他

当会の対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテイクを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はあります。

本 会 の 組 織

会員数

資 格 別	3年度末	4年度末	増 減
正 会 員	77	77	0
准 会 員	1	1	0
合 計	78	78	0

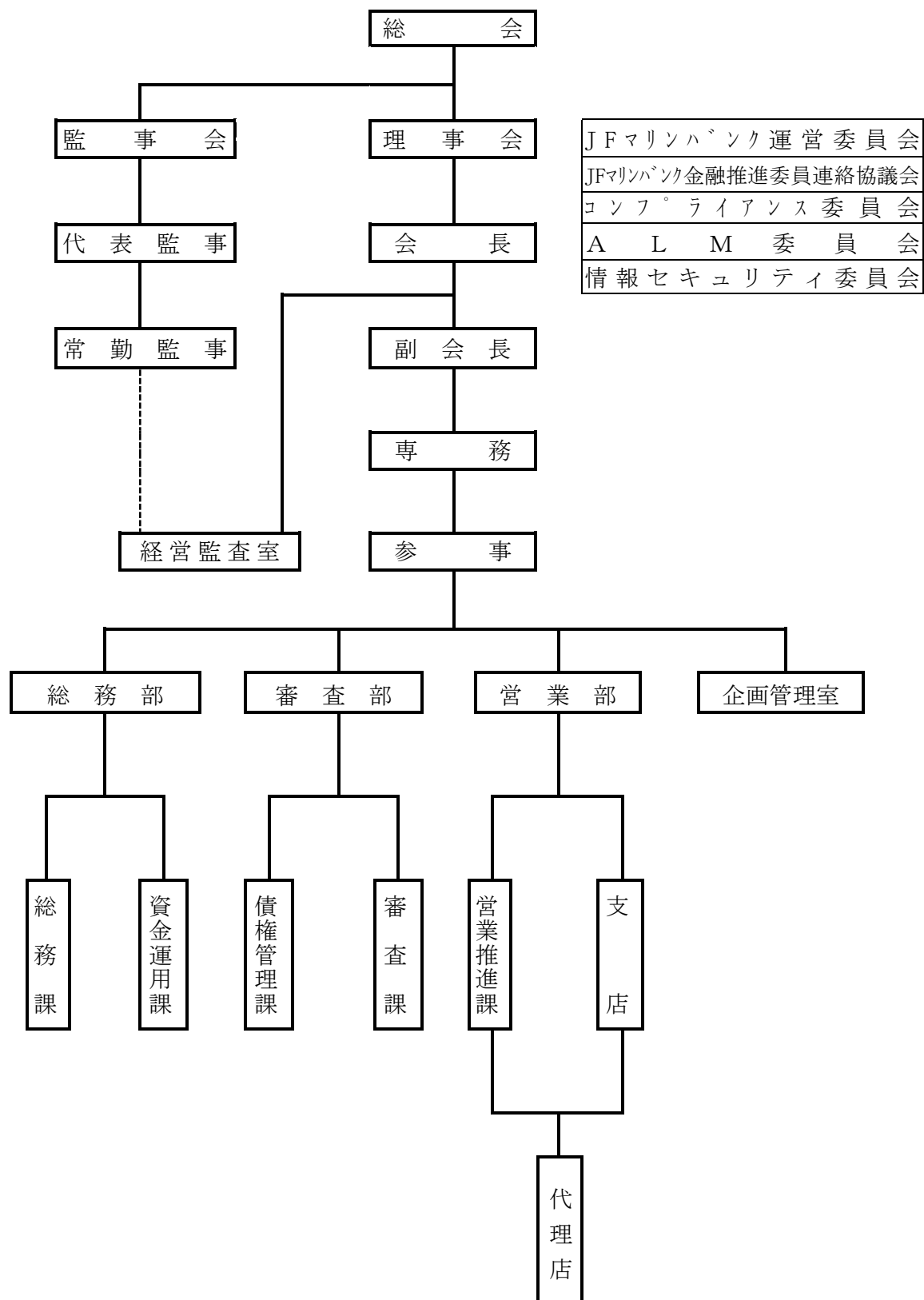
役員

理事9名 監事2名

(5年3月末現在)

役職名	常勤・非常勤の別	氏 名	備 考
代表理事会長	常 勤	米 田 輝 隆	員 外
副 会 長 理 事	非 常 勤	樋 口 元 武	
専 務 理 事	非 常 勤	山 代 勝 三	
理 事	非 常 勤	久保河内 鎮 孝	
〃	〃	松 谷 愿 也	
〃	〃	森 尾 龍 也	
〃	〃	濱 松 照 行	員 外
〃	〃	吉 岡 照 明	
〃	〃	門 田 久 和	
代 表 監 事	〃	中 嶋 克 己	
常 勤 監 事	常 勤	杉 尾 幸 司	

組織機構図



店舗一覧(自動機器の設置状況)

店 舗 名	所 在 地	代表電話番号	ATM
本 店	広島市中区大手町 2-9-6	(082) 247-2301	★
広島市代理店	広島市南区出汐 2-3-1	(082) 251-5221	
早田原代理店	東広島市安芸津町風早 1 3 5 1-3 9	(0846) 45-0151	
安芸津代理店	東広島市安芸津町三津 5 7 9 2-2	(0846) 45-0050	
芸 南 代 理 店	竹原市忠海東町 1-4-2 7	(0846) 26-2937	
吉名支所	竹原市吉名町 1-5	(0846) 28-0101	
広島西支店	廿日市市沖塩屋 3-4-2 3	(0829) 55-0027	★
阿多田島代理店	大竹市阿多田 1 0 1 5	(0827) 53-7171	
く ば 代 理 店	大竹市玖波 3-8-1 3	(0827) 57-7034	
地御前支店	廿日市市地御前 5-1 0-8	(0829) 36-1214	
江 能 支 店	江田島市江田島町江南 1-1-3 5	(0823) 40-0087	★
美 能 代 理 店	江田島市沖美町美能 1 0 1 0	(0823) 47-0231	
鹿 川 代 理 店	江田島市能美町鹿川 4 7 7 9-1	(0823) 45-2075	
大 原 代 理 店	江田島市大柿町大原 6 1 7 4-6 2	(0823) 57-2149	
深 江 代 理 店	江田島市大柿町深江乙 4 4 3-9	(0823) 57-2069	
大柿町代理店	江田島市大柿町柿浦 3 1 4 7	(0823) 57-2034	
東 江 代 理 店	江田島市江田島町小用 3-2-5	(0823) 42-0056	
江田島代理店	江田島市江田島町宮ノ原 2-2-1 0	(0823) 42-3344	
音 戸 支 店	呉市音戸町北隠渡 1-1 2-4	(0823) 52-2561	★
倉橋島代理店	呉市倉橋町 1 1 9 7 4-2	(0823) 54-0325	
尾 道 支 店	尾道市土堂 1-1 6-4	(0848) 21-5331	
瀬戸田代理店	尾道市瀬戸田町大字福田 8 9 4-8	(0845) 27-0149	
三 原 代 理 店	三原市古浜 1-1 1-1	(0848) 62-3056	
浦 島 代 理 店	尾道市浦崎町乙 4 1 7 5	(0848) 73-3330	
因島市代理店	尾道市因島土生町 2 5 6-6	(0845) 22-0155	
福 山 支 店	福山市鞆町鞆 1 0 0 3-3	(084) 982-2386	★
千 年 代 理 店	福山市沼隈町大字能登原 2 4 9 3-6	(084) 987-0423	
横 島 代 理 店	福山市内海町 1 1 0 2-1	(084) 986-2008	
田 島 代 理 店	福山市内海町イ 2 3 6	(084) 986-2304	
			計5台

(注)★印はA T M設置店です。

[店舗外のA T M設置場所]

三高漁協内・内能美漁協内・尾道漁協内・吉和漁協内・倉橋西部漁協内・井口漁協内
(計6台)

協同会社

該当ありません。

沿 革 ・ 歩 み

昭和 年 度	26	創立総会開催(7月)
		設立登記完了(8月)
		業務開始(9月)
	27	全国漁業協同組合連合会設立、加入(10月)
	28	農林漁業資金貸付申請、受付開始(5月)
	29	広島県漁協貯蓄推進委員会発足(6月)
	31	広島県漁協婦人部連合会結成(7月)
	32	広島県水産会館落成(4月)
	33	鞆出張所業務開始(1月)
	41	全国漁協貯金1,000億円達成(12月)
	42	農林漁業金融公庫業務受託契約締結(12月)
	43	広島県漁協貯金10億円達成(3月)
	44	住宅金融公庫業務受託契約締結(4月)
		漁業近代化資金利子補給契約締結、取扱開始(12月)
	45	広島県漁協貯金20億円達成(3月)
		鞆出張所を福山支所に昇格、業務開始(11月)
	47	全国漁協信用事業相互援助基金加入(2月)
		広島県漁協貯金50億円達成(3月)
	49	全国漁協貯金5,000億円達成(3月)
	52	内国為替業務取扱開始(4月)
		国庫金振込事務取扱開始(6月)
	53	全国漁協貯金1兆円達成(3月)
	54	広島手形交換所加入(2月)
		全銀内国為替システム加盟(2月)
	55	NHK、日本電信電話公社収納事務取扱開始(9月)
	56	創立30周年記念式典挙行(10月)
	58	広島県漁協貯金200億円達成(3月)
	61	本支所間貯金業務オンラインシステム稼働(4月)
	62	全国漁協オンラインセンター設立総会(7月)
	63	広島県収納代理金融機関に指定(10月)
平成 元 年		全国漁協オンラインシステム開通(6月)
	2	全国漁協貯金2兆円達成(3月)
		福山地区漁協統信業務開始(6月)
	3	広島県漁協信用事業組織強化方策(1県1信)策定(7月)
		台風19号による天災資金適用政令発動(9月)
	4	広島県漁協貯金300億円達成(3月)
	6	漁協信用事業統合体(玖波町・大野町・大野・宮島)業務開始(8月)
	7	「本支所」から「本支店」に名称変更(3月)
		漁協信用事業統合体(水呑町・田尻・鞆の浦・千年・横島)業務開始(8月)
	8	漁協信用事業統合体(音戸・瀬戸田・尾道・倉橋西部・田原・因島市・浦島・三原) 業務開始(8~10月)
	9	漁協信用事業統合体(早田原・大柿町・美能・江田島・山波・内能美・幸崎・吉和) 業務開始(7~2月)

平成 10	漁協信用事業統合体(地御前・阿賀・芸南・広島市・沖・東江・大原・大崎上島・倉橋島・井口・阿多田島・三高・深江)業務開始(7~2月)
11	漁協信用事業統合体(鹿川)業務開始(6月)
12	貯金残高400億円達成(3月) 創立50周年記念式典挙行(9月) 漁協信用事業統合体(安芸津11月、田島3月)業務開始
13	店舗の再編 大野、宮島代理店廃店(8月)〈直営店(大野町支店)に移管〉 大野町支店を広島西支店へ名称変更(9月) 玖波支店を代理店に変更(11月)
14	店舗の再編 大柿町支店を代理店に変更(4月) 尾道支店新店舗営業開始、瀬戸田支店を代理店に変更(5月) 内能美代理店廃店(3月)〈ATM店舗に移行〉
15	店舗の再編 三高代理店廃店(9月)〈ATM店舗に移行〉 田尻代理店廃店(10月)〈直営店(福山支店)に移管〉
16	貯金残高500億円達成(3月) 水呑町代理店を福山市代理店に店名変更(4月)
17	セブン銀行ATM提携(11月)
20	浦島代理店百島支所廃店(3月)〈本所に統合〉、幸崎代理店廃店(12月)〈本所に統合〉
21	田原代理店廃店(3月)〈直営店(江能支店)に移管〉 貯金残高600億円達成(6月)
22	広島県おさかな朝市開催(3月)
23	吉和代理店廃店(6月)〈ATM店舗に移行〉 創立60周年(9月) 倉橋西部代理店廃店(3月)〈ATM店舗に移行〉
24	貯金残高700億円達成(3月)
25	コンビニATM2社(ローソン、eネット)提携(11月) 福山市代理店廃店(2月)〈直営店(水呑営業店)に移管〉 井口代理店廃店(3月)〈ATM店舗に移行〉
26	貯金残高800億円達成(5月) 沖代理店廃店(3月)〈直営店(江能支店)に移管〉
28	貯金残高900億円達成(8月) 水呑営業店廃店(1月)〈直営店(福山支店)に移管〉 貯金残高1,000億円達成(2月)
29	福山支店移転(4月) 大崎上島代理店廃店(3月)〈直営店(本店)に移管〉
令和 2	山波代理店廃店(4月)〈直営店(尾道)に移管〉 貯金残高1,100億円達成(2月)
3	貯金残高1,200億円達成(5月) 貯金残高1,300億円達成(6月) 創立70周年(9月)
4	阿賀代理店廃店(3月)〈直営店(本店)に移管〉

手数料一覧

内国為替の取扱手数料

(5年3月末現在)

		当会他店宛		他 行 宛		
振 込 手 数 料		電信 (至急) 扱い	A T M ネットバンキング 扱い	電信 (至急) 扱い	文書 (普通) 扱い	A T M ネットバンキング 扱い
(1件につき)	5万円以上	440円	0円	770円	660円	(3万円以上) 440円
	5万円未満	220円	0円	550円	440円	(3万円未満) 330円
	1万円未満	110円	0円	440円	330円	
送 金 手 数 料(1件につき)		440円		880円	660円	
代金取立手数料(1通につき)		440円		880円	660円	

(注) 上記手数料には消費税10%が含まれております。

融資関連手数料

(5年3月末現在)

融資関連手数料		組 合 員	員 外	
	支 払 利 息 証 明 書 発 行 手 数 料	440円	550円	
	貸出条件変更手数料	5,500円	11,000円	証書貸付金の一部 繰上償還にも適用
	繰 上 償 還 手 数 料	2,200円	4,400円	証書貸付金の全額
	住 宅 ロ ー ン 貸 付 実 行 手 数 料	33,000円	33,000円	
	貸 貨 物 件 貸 付 実 行 手 数 料	55,000円	55,000円	
	住宅ローン・賃貸物件 繰 上 償 還 手 数 料	11,000円	11,000円	一部・全額

(注) 上記手数料には消費税10%が含まれております。

その他の諸手数料

(5年3月末現在)

再 発 行 手 数 料	1件につき	通	帳	組 合 員	員 外
		証	書	330円	1,100円
		キ	ャ	550円	1,100円
		ッ	シ	1,100円	1,320円
自己宛小切手発行手数料	1枚につき			0円	
残高証明書発行手数料	1通につき	随	時	組 合 員	員 外
		発	行	220円	440円
		継	続	110円	220円
		発	行		

(注) 上記手数料には消費税10%が含まれております。

勧誘方針

本会は金融商品販売法の趣旨に則り、貯金、定期積金その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、お客様の立場にたった勧誘に心がけ、より一層の信頼をいただけるよう努めてまいります。

1. お客様の商品利用目的、知識、経験、財産の状況及び意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. お客様に対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、お客様の誤解を招くような説明は行いません。
4. お約束のある場合を除き、お客様にとって不都合と思われる時間帯での訪問、電話による勧誘は行いません。
5. お客様に対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。

広島県信用漁業協同組合連合会
〒730-0051 広島市中区大手町二丁目9番6号
T E L 082(247)2301

作成 令和5年6月
お問い合わせ窓口 総務部総務課
[ホームページアドレス]
<http://www.jfmbk-hiroshima.org>